

2000年どう変わる、これからの年金

社会保険労務士照井郁夫

2000年「年金改革」に関する法律の概要	2
【1】 国民年金法等の一部を改正する法律	2
第1 国民年金・厚生年金制度関係	
1 .厚生年金給付水準の5%適正化	(平成12年4月実施)
2 .裁定後の基礎年金・厚生年金は物価のみで改定	(平成12年4月実施)
3 .老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の引上げ	(平成25年度実施)
4 .厚生年金保険の適用年齢を70歳未満まで引き上げ	(平成14年4月実施)
5 .60歳台後半の在職老齢年金制度の導入	(平成14年4月実施)
6 .国民年金保険料の半額免除制度の創設	(平成14年4月実施)
7 .学生の国民年金保険料を卒業後に追納できる特例の創設	(平成12年4月実施)
8 .老齢基礎年金の繰り上げ制度改善	(平成13年4月実施)
9 .育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除	(平成12年4月実施)
10 .ボーナスを含む総報酬制の導入	(平成15年4月実施)
11 .標準報酬の上下限の改定	(平成12年10月実施)
12 .標準報酬月額額の定時決定の1ヶ月繰り上げ	(平成15年4月実施)
13 .費用負担	
第2 厚生年金基金制度関係	
第3 年金積立金の自主運用関係	
【2】 年金資金運用基金法	13
【3】 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律	14
平成11年年金改正そのねらいと内容	15
(厚生省年金局「年金財政ホームページ」より)	
【1】 平成11(1999)年年金制度改正案の基本的考え方	15
* 将来世代の負担を過重なものとしな	
* 将来の保険料を負担可能な範囲に抑え、その範囲内に収まるようこれからの給付総額の伸びを調整する。	
* 給付は時間を十分かけて徐々にスリム化するが、将来にわたって確実な年金を約束する	
【2】 その他の改正事項	16
* 上記の改正事項以外の改善策	
【3】 今後の課題	17
* 「基礎年金の税方式化」や「厚生年金の廃止・民営化」等の抜本的改革については、慎重な国民的議論が必要	
* 女性をめぐる年金については、今後検討会を設けて議論を行う	
年金計算の実際	18
年金改革の歴史	23

⑨このレジュメは自分整理用に作成したものです。 のホームページが厚生省になっていることについて、レジュメ作成時はまだ厚生省でしたが、現在は厚生労働省になっている。

【1】 「国民年金法等の一部を改正する法律」の概要

第1 国民年金・厚生年金制度関係

1. 年金額（平成12年4月実施）

(1) 国民年金の額 78万円（平成6年度価格）a 80万4,200円（平成11年度価格）

$$\text{老齢基礎年金} = 804,200 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

(2) 厚生年金（報酬比例部分）の額

65歳以前

報酬比例部分 = 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 加入月数

定額部分 = 定額単価 × 給付乗率 × 加入月数

65歳以降

老齢厚生年金 → 65歳以前の報酬比例部分と同額

老齢基礎年金 + 経過的加算 → 65歳以前の定額部分を下回らない額

厚生年金（報酬比例部分）の額の算定に用いる給付乗率1000分の7.5を1000分の7.125とする（給付水準の5パーセント適正化）。
ただし、従来の年金額を物価スライドした額は保証する。

経過措置一覧表

生年月日	報酬比例部分の乗率		定額部分の 単価の乗率 単価1,625 1,676円	配偶者分の 加給年金 (配偶者特 別加算を含 む)	配偶者の老 齢基礎年金 へ振替加算 (妻の生年 月日対応)
	改正前	改正後 15.3以前 の期間 15.4以降 の期間			
T15.4.2以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金				
T15.4.2～S2.4.1	10.00	9.500	7.308	1.875	231,400円
S2.4.2～S3.4.1	9.86	9.367	7.205	1.817	225,200
S3.4.2～S4.4.1	9.72	9.234	7.103	1.761	219,100
S4.4.2～S5.4.1	9.58	9.101	7.001	1.707	212,900
S5.4.2～S6.4.1	9.44	8.968	6.898	1.654	206,600
S6.4.2～S7.4.1	9.31	8.845	6.804	1.603	200,600
S7.4.2～S8.4.1	9.17	8.712	6.702	1.553	194,400
S8.4.2～S9.4.1	9.04	8.588	6.606	1.505	188,100
S9.4.2～S10.4.1	8.91	8.465	6.512	1.458	265,500
S10.4.2～S11.4.1	8.79	8.351	6.424	1.413	175,900
S11.4.2～S12.4.1	8.66	8.227	6.328	1.369	169,600
S12.4.2～S13.4.1	8.54	8.113	6.241	1.327	163,600
S13.4.2～S14.4.1	8.41	7.990	6.146	1.286	157,400
S14.4.2～S15.4.1	8.29	7.876	6.058	1.246	151,100
S15.4.2～S16.4.1	8.18	7.771	5.978	1.208	299,700
S16.4.2～S17.4.1	8.06	7.657	5.890	1.170	333,900
S17.4.2～S18.4.1	7.94	7.543	5.802	1.134	368,000
S18.4.2～S19.4.1	7.83	7.439	5.722	1.099	402,100
S19.4.2～S20.4.1	7.72	7.334	5.642	1.065	120,300
S20.4.2～S21.4.1	7.61	7.230	5.562	1.032	114,100
S21.4.2以降	7.50	7.125	5.481	1.000	108,100

厚生年金（報酬比例部分）の額の算定

平成12年4月からの計算式

$$\frac{\text{平均標準報酬月額} \times (9.5 \sim 7.125)}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \text{スライド率}$$

平成11年再評価(平成6年再評価 × 1.069) (平成13年度は1.000)

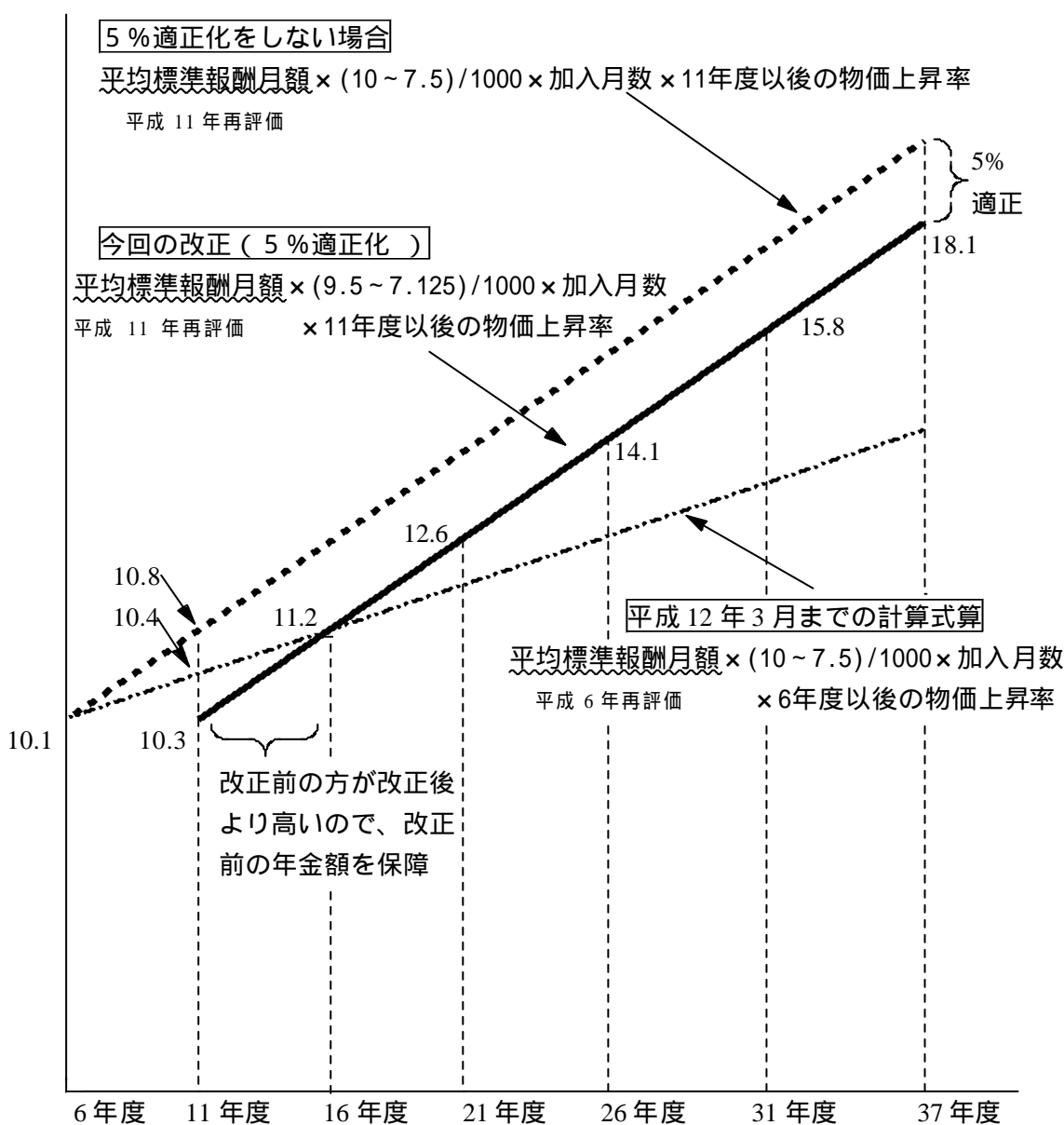
平成12年3月までの計算式（改正前）

$$\frac{\text{平均標準報酬月額} \times (10.0 \sim 7.50)}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \text{スライド率}$$

平成6年再評価 平成6年からの物価スライド率
(平成13年度は1.031)

従前額保障 < の場合、改正前の額を保障

5%適正化モデル図（「年金白書」より）



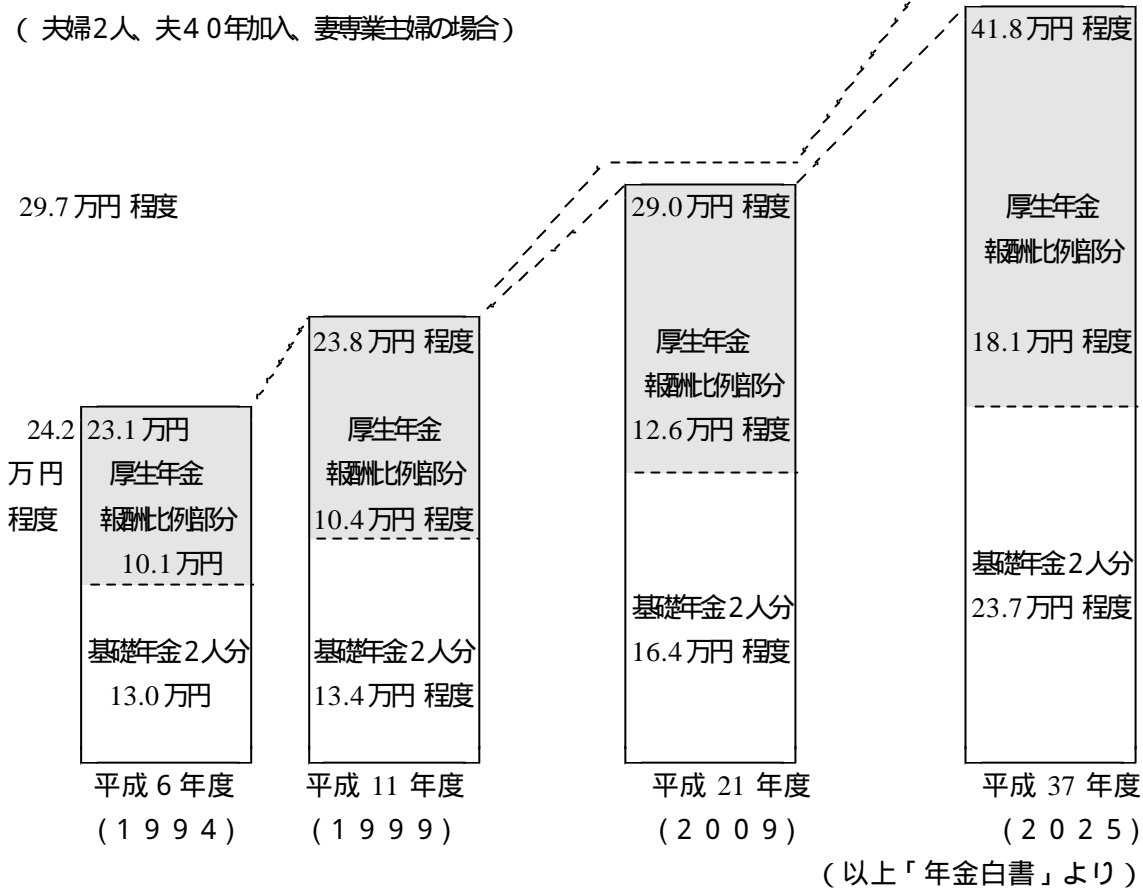
基礎年金（夫婦2人分）と合わせて現役世代の手取り年収のおおむね6割を確保する。

サラリーマンの標準的な年金

（改正前） 42.8 万円 程度

度

（夫婦2人、夫40年加入、妻専業主婦の場合）



所得代替率の推移予測

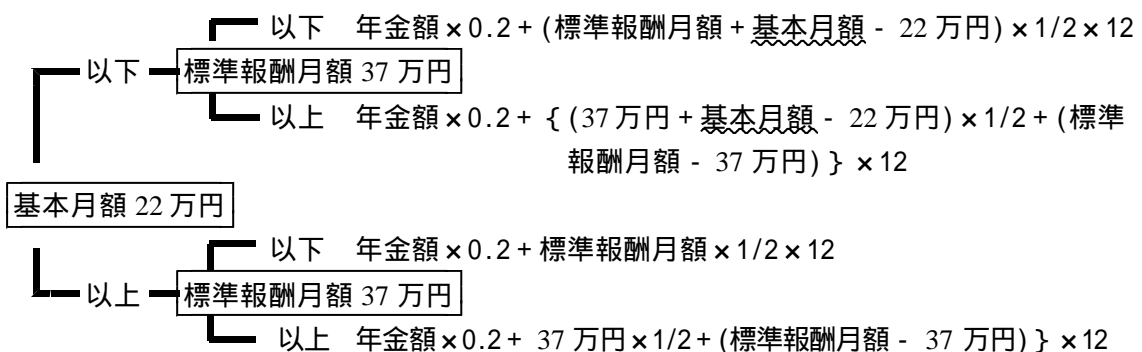
	平成6年度	平成11年度	平成21年度	平成37年度
対 手取り総報酬	6 1.6 %	5 9.4 %	5 9.0 %	5 9.0 %
対 名目月収	6 7.9 %	6 4.9 %	6 3.2 %	6 1.4 %

（以上「年金白書」より）

（3）60歳台前半の在職老齢年金制度の調整額引き上げ 34万円 37万円

《年金の支給停止額》

注基本月額 = (年金額 × 0.2) / 12



2. 裁定後の基礎年金・厚生年金は物価のみで改定（平成12年4月実施）

基礎年金・厚生年金の額について、65歳以降は、賃金スライド等を行わない。

（注）将来において、物価スライドで改定した年金額と65歳以降も賃金スライド等を行ったとした場合の年金額との乖離が過大にならないよう、必要に応じて（乖離幅20%）賃金スライド等を行う。

3. 老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の引上げ（平成25年度から実施）

老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢を、平成25年度（2013年度）から平成37年度（2025年度）にかけて、60歳から65歳に段階的に引き上げる（女子は5年遅れ）。

新たに老齢厚生年金（報酬比例部分）の60歳からの繰上支給制度を創設する。

- ・新たな減額率は政令で規定
- ・老齢基礎年金の繰り上げ請求と同時に請求
- ・在職中の場合は、在職老齢年金制度を適用

支給開始年齢の引上げの立場（年金白書より）

- 今後労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢者の本格的な就業を促進する必要があり、「65歳現役社会」を見据えた対応が必要となっている。
- 年金制度を長期的に安定して運営していくためには、将来世代の保険料負担の上昇を抑制する必要がある。
- 世界的に見ても、公的年金の支給開始年齢は65歳が原則となっている（アメリカでは67歳に引き上げることとされている）。

支給開始年齢の引上げは昭和60年改正、平成6年改正により既に始まっている。

昭和16年4月2日生まれ以降の男

昭和21年4月2日生まれ以降の女

は、定額部分および加給年金の支給開始年齢の引上げは平成13年4月からすでに実施されている。

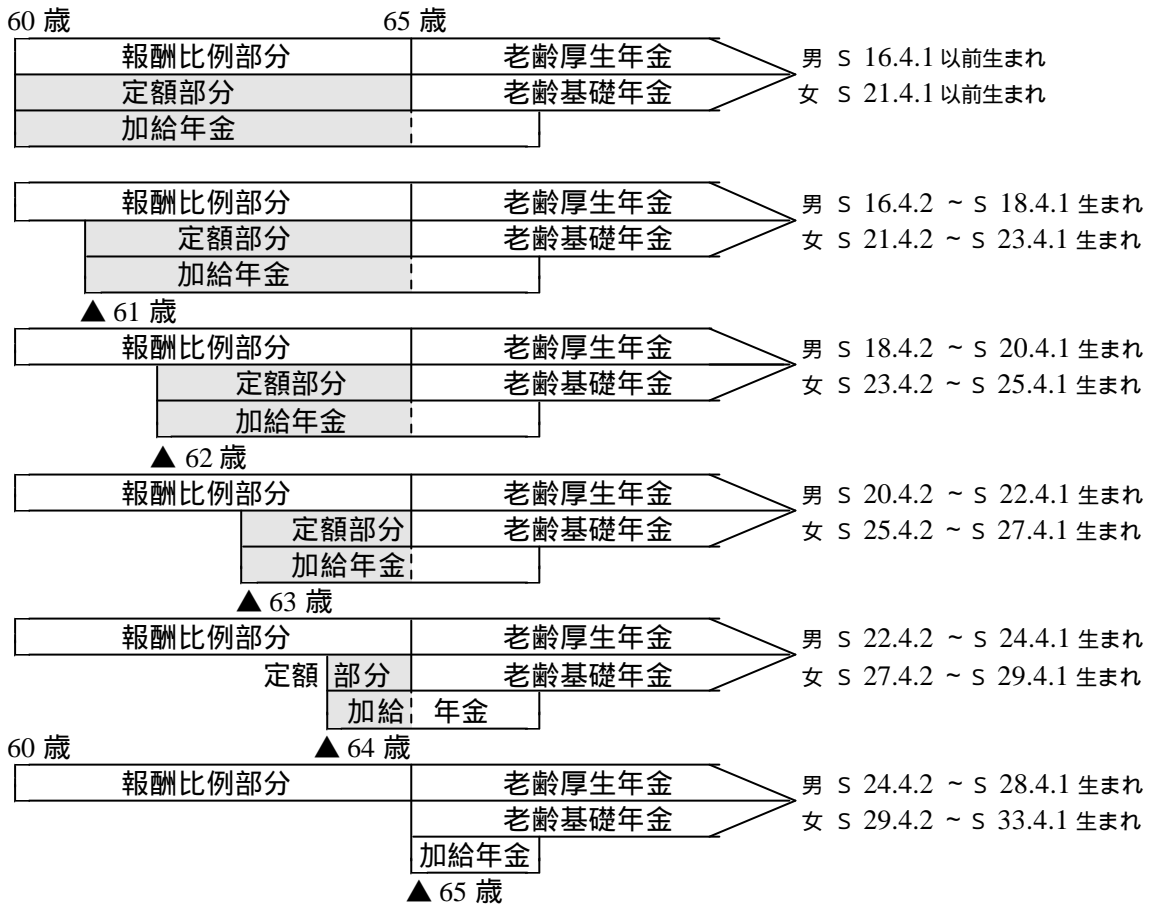
昭和16年4月2日生まれ以降の男女

は、定額部分の支給開始年齢の引上げにともなって、定額部分の繰り上げ＋老齢基礎年金の一部繰り上げ、または老齢基礎年金の全部繰り上げ制度が導入されている。

60歳前半の老齢厚生年金と繰り上げされた老齢基礎年金の併給が出来るようになった。

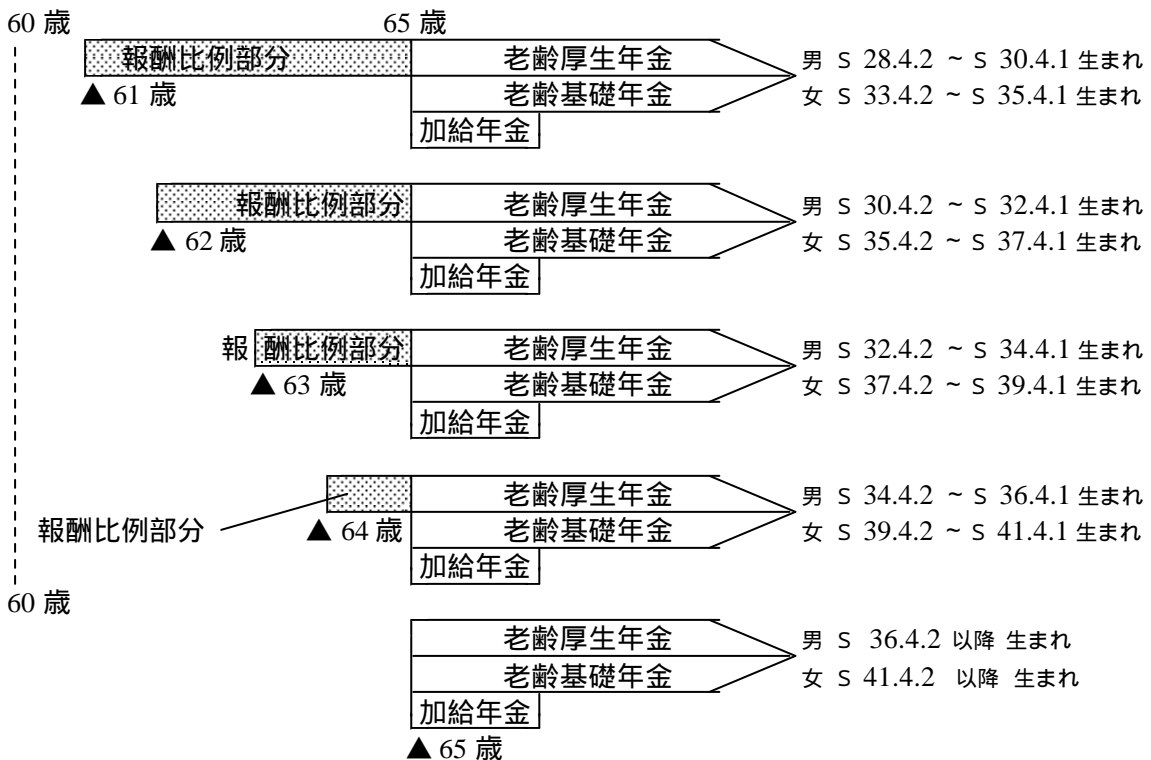
平成13年3月までは、老齢基礎年金を繰り上げすると60歳前半の老齢厚生年金は全額支給停止になっていた。

3 - 1 . 老齢厚生年金の支給開始年齢引上げのスケジュール（一般男女）



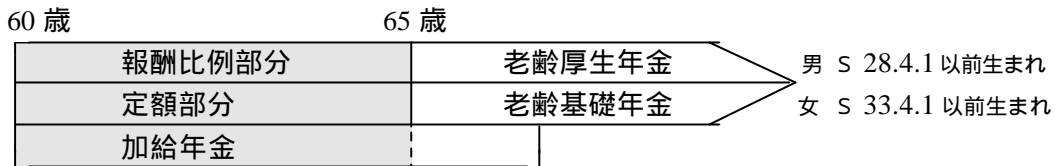
以上 平成 6 年改正

以下 平成 12 年改正



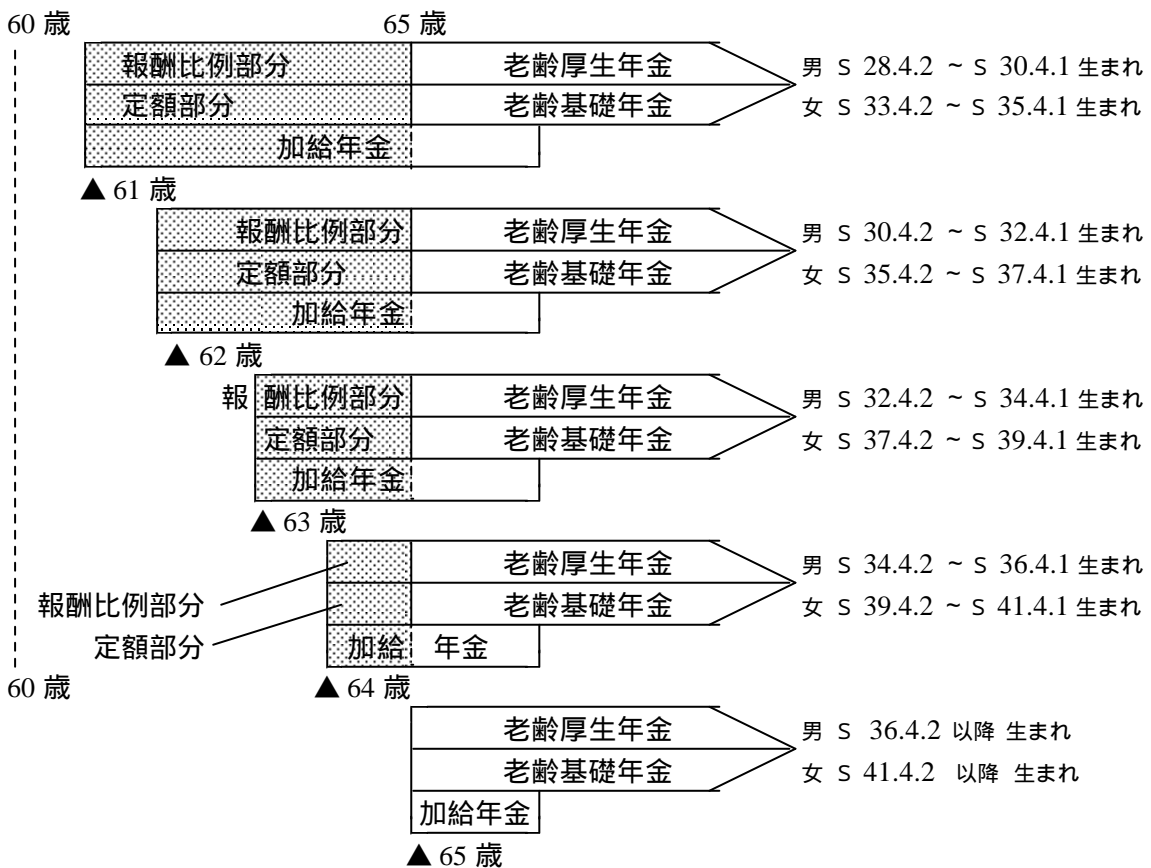
3 - 2 . 障害者（3級以上）長期加入者（44年以上）の退職者特例も支給開始年齢の引上げ

障害者や長期加入者が退職した場合に支給される60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢についても、報酬比例部分に合わせて引き上げる



以上 平成 6 年改正

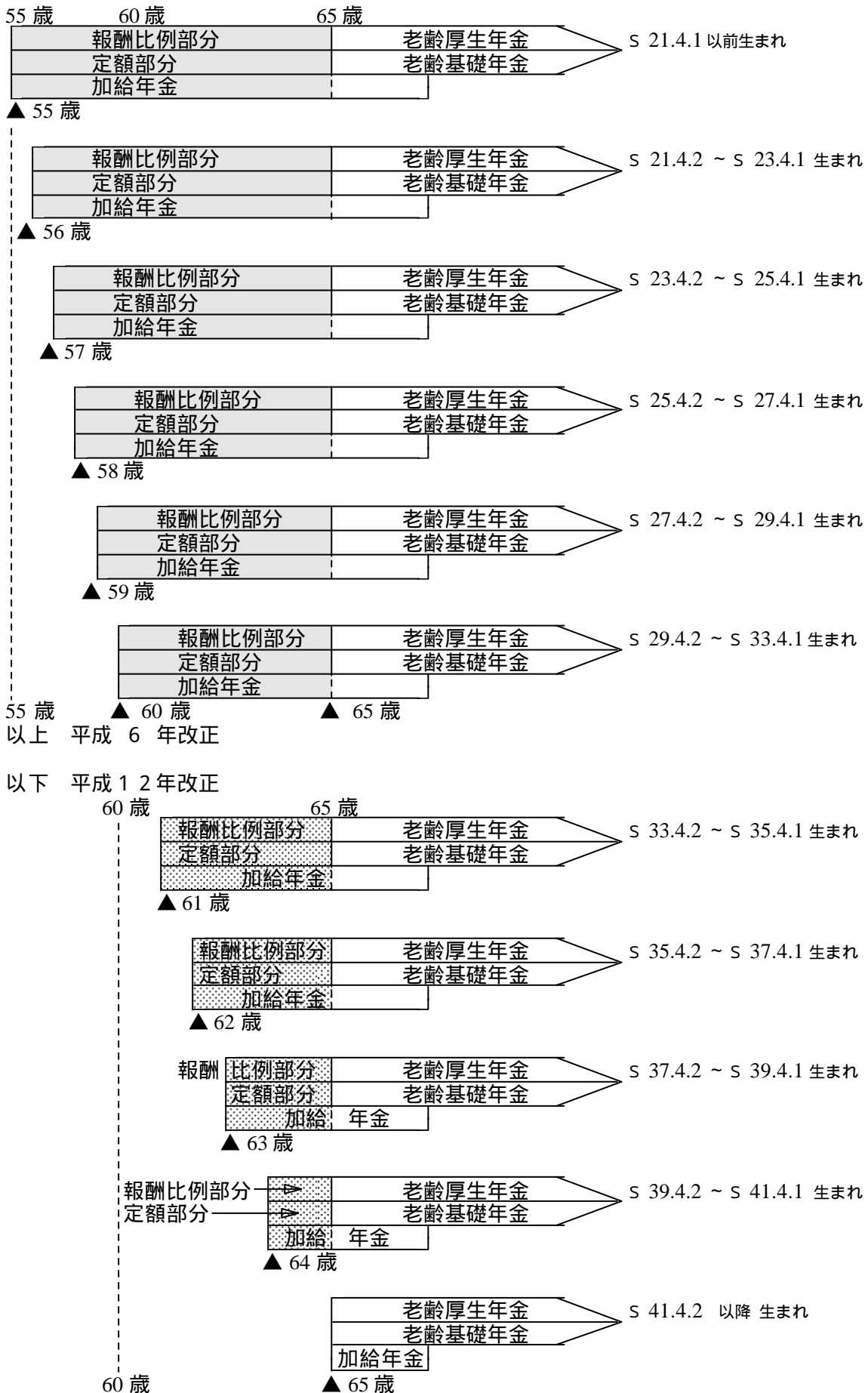
以下 平成 1 2 年改正



3 - 3 . 船員、坑内員（15年以上）の特例も支給開始年齢の引上げ

船員または坑内員としての加入期間が15年以上ある人の支給開始年齢も、平成30年度から平成42年度にかけて、60歳から65歳に引き上げる

昭和21年4月2日以降生まれで船員または坑内員としての加入期間が15年以上ある人で、被保険者期間が45年以上の長期加入者の支給開始年齢を55歳にとどめる特例をやめ、他の船員・坑内員と同じように、平成13年度から平成25年度にかけて60歳に引き上げる



4. 厚生年金保険の適用年齢を70歳未満まで引き上げ（平成14年4月実施）

就労している70歳未満の者について、厚生年金の被保険者として保険料の支払いを求める。

（現行では65歳になると厚生年金を喪失し、健康保険だけの加入になっている。）

高年任意加入被保険者の年齢を70歳に引き上げ

平成14年3月31日までに65歳到達・資格喪失した者（s7.4.2～s12.4.1生まれ）も平成14年4月1日に厚生年金資格を再取得する。

平成14年4月1日で、65歳以上70歳未満の健康保険被保険者
 →平成14年4月1日一斉に厚生年金資格再取得、以後70歳到達で再喪失

5. 60歳台後半の在職老齢年金制度の導入（平成14年4月実施）

厚生年金が70歳まで適用になったことにより

→65歳から70歳までの在職老齢年金制度が導入

賃金と厚生年金（報酬比例部分）を合わせた額が37万円（基礎年金夫婦2人分を合わせれば50.4万円）を超える者については、賃金の伸び2に対して厚生年金（報酬比例部分）1を調整する仕組み（在職老齢年金制度）を導入する。

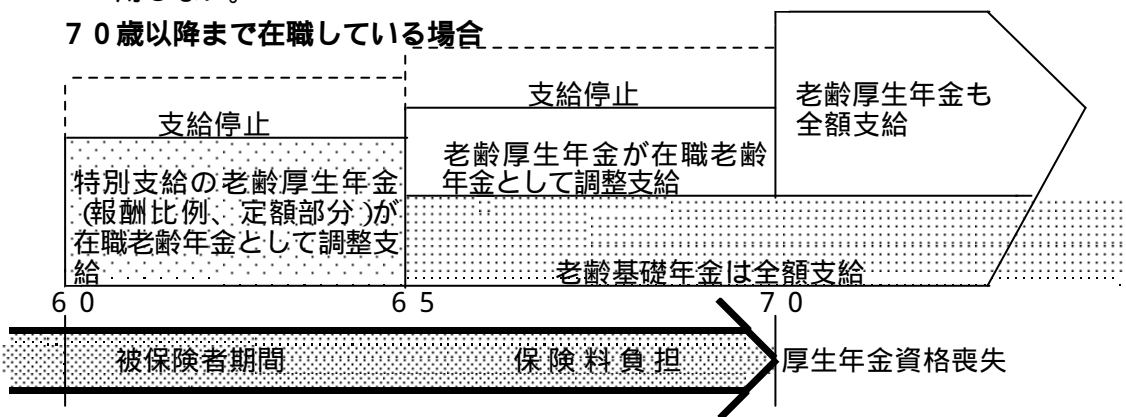
（注）老齢基礎年金は全額支給する。

$$\text{支給停止基準額} = (\text{基本月額} + \text{標準報酬月額} - 37\text{万円}) / 2$$

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金額} (\text{基礎年金相当額及び加給年金を除く}) / 12$$

平成14年3月31日までに受給権取得（原則s12.4.1以前生まれ）は適用しない。

70歳以降まで在職している場合



平成14年4月1日で、65歳以上70歳未満の健康保険被保険者
 →平成14年4月1日一斉に厚生年金資格再取得。でも、すでに受給している老齢基礎・老齢厚生年金はそのまま受給できる。
 （在職老齢年金にはならない。つまり減額調整はされない。）

6. 国民年金保険料の半額免除制度の創設（平成14年4月実施）

学生の納付特例が利用できる学生には適用しない

保険料半額免除期間の老齢基礎年金は、保険料納付済期間の2/3として計算

半額免除期間中の障害事故については、満額の障害基礎年金を支給
半額免除制度の創設により2ページ1年金額(1)の計算式は次のようになる。

$$\text{老齢基礎年金} = 804,200 \text{円} \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料半額免除月数} \times 2 / 3 + \text{保険料免除月数} \times 1 / 3}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

7. 学生の国民年金保険料を卒業後に追納できる納付特例の創設(平成12年4月実施)

学生特例期間の各月から10年間は追納が可能

保険料が追納されない場合は、老齢基礎年金の給付に反映されないが、受給資格期間に算入

学生特例期間中の障害事故については、満額の障害基礎年金を支給

学生本人の前年所得(原則)68万円以下

8. 老齢基礎年金の繰り上げ制度の改善(平成13年4月実施)

この改正は平成13年4月に60歳になる昭和16.4.2生まれ以降から適用

(1) 繰上減額率の改善

請求時年齢(歳)	60	61	62	63	64
新減額率(%)	30	24	18	12	6
旧減額率(%)	42	35	28	20	11

改正前は、繰り上げ請求時年齢の1年単位の減額率

改正後→月単位(0.5%×繰り上げ月数)

注1 昭和16年4月1日生まれ以前は、これから(13年4月1日以降)繰り上げ請求する場合でも改正前の適用なので注意。

注2 改正前は、繰り上げ請求時の満年齢で減額率が決まったので、誕生月に請求しないと不利益が出ていた。

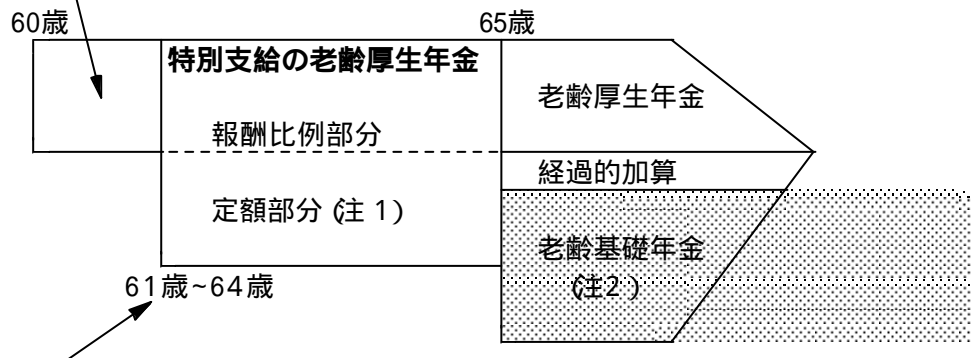
(2) 特別支給の老齢厚生年金との併給(一部繰上、全部繰上の選択)

「1. 全部繰上げ」の適用は、昭和16.4.2以後生まれから

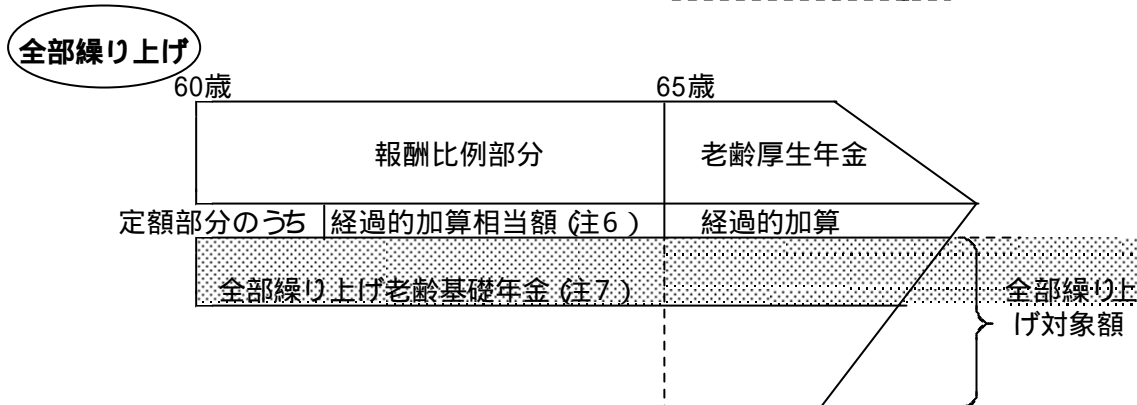
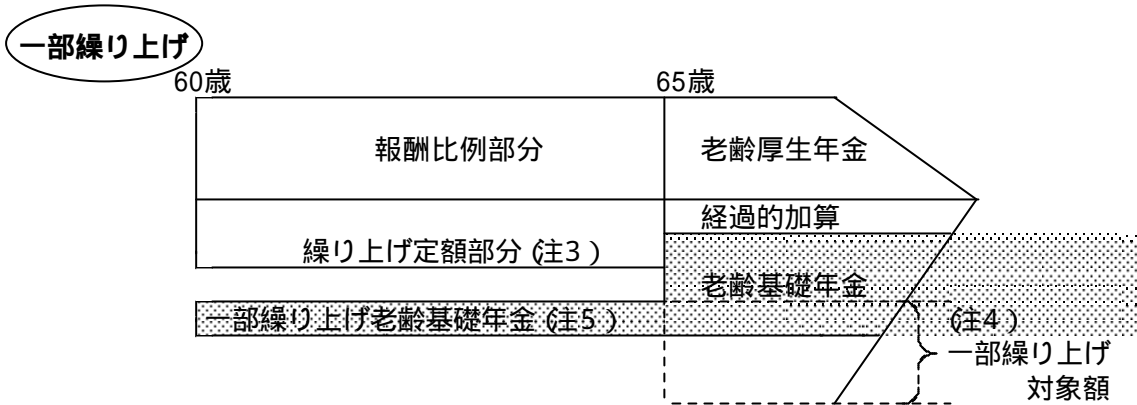
「2. 一部繰上げ」の適用は、男 昭和16.4.2~昭和24.4.1生まれ
女 昭和21.4.2~昭和29.4.1生まれ

通常受給

部分年金(報酬比例部分相当)



特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢については5ページ「3-1. 老齢厚生年金の支給開始年齢引上げのスケジュール(一般男女)」を参照



(注1)(注3)
繰り上げ支給の定額部分(注3)は本来支給の定額部分(注1)と総額が同額になるように減額調整

$$\text{減額率} = \frac{\text{繰上請求月から定額部分原則支給月までの月数}}{\text{繰上請求月から65歳到達月までの月数}}$$

(注4) 一部繰り上げ対象額
= 本来支給の老齢基礎年金(注2) × (1 - 定額部分の減額率)

(注5) 一部繰り上げ老齢基礎年金 = 一部繰り上げ対象額 × (1 - 新減額率)

(注7) 全部繰り上げ老齢基礎年金 = 本来支給の老齢基礎年金(注2) × (1 - 新減額率)

(注6) 老齢基礎年金の全部繰り上げを選択した場合
定額部分のうち老齢基礎年金相当額が支給停止

新減額率については9ページ(1)繰上減額率の改善を参照

9. 育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除(平成12年4月実施)

		12.4.1	13.1.1
健康保険料	事業主負担		免除
	被保険者負担	免除	免除
厚生年金保険料	事業主負担		免除
	被保険者負担	免除	免除

13年1月より健康保険事業主負担も免除

10. ボーナスを含む総報酬制の導入（平成15年4月実施）

(1) 保険料

現行 標準報酬月額 × 173.5/1000 + 賞与等 × 10/1000



平成15年4月以降 (標準報酬月額 + 標準賞与額) × 135.8/1000

標準賞与額 現に支給された額（上限150万円）

新保険料率135.8の根拠 平均賞与 年3.6ヶ月分 0.3ヶ月/月

従来の保険料 173.5 A + 10(0.3 A) = 176.5 A

新保険料率 176.5 A / (1 + 0.3) A = 135.8

(2) 年金額

現行 平均標準報酬月額 × 7.125/1,000 × 被保険者期間の月数 × スライド率



平成15年4月以降

平均標準報酬額 ((標準報酬月額 + 標準賞与額) / 被保険者期間の月数) ×

5.481/1,000 × 被保険者期間の月数 × スライド率

報酬比例部分の年金額の計算式

(15年3月までの被保険者期間分 + 15年4月からの被保険者期間分)

平均標準報酬月額 × 9.5 ~ 7.125 / 1000 × 被保険者期間月数

平均総報酬月額 × 7.308 ~ 5.481 / 1000 × 被保険者期間月数

保障額

平均標準報酬月額 × 10.0 ~ 7.50 / 1000 × 被保険者期間月数 × 1.031

平均総報酬月額 × 7.692 ~ 5.769 / 1000 × 被保険者期間月数 × 1.031

11. 標準報酬の上下限の改定（平成12年10月実施）

30等級 9.2万円 ~ 59万円 9.8万円 ~ 62万円

12. 標準報酬月額の定時決定の1ヶ月繰り上げ（平成15年4月実施）

現行 対象日8月1日 対象月(5~7月) 当年10月分からの標準報酬月額



平成15年4月

対象日7月1日 対象月(4~6月) 当年9月分からの標準報酬月額

13. 費用負担

保険料(率)

厚生年金(17.35%)・国民年金(月額13,300円)ともに、今回改正では、保険料(率)は据え置く。

基礎年金の在り方

基礎年金については、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。

第2 厚生年金基金制度関係

厚生年金保険料の凍結に伴い、免除保険料率等を凍結する。
自家運用の資産規模規制の撤廃、運用対象資産の拡大等
学識経験監事の必置規制の廃止、業務委託認可制から届出制への変更
一定の条件の下に上場株式を掛金として拠出することを認める等
基金間の権利義務の承継
事業所が基金を脱退し他の基金の設立事業所となる場合に、基金及び事業主の同意を得て、基金間において権利義務を承継できる

第3 年金積立金の自主運用関係

現在、年金積立金（11年度：144兆円）は全額大蔵省資金運用部に預けられ、財政投融资の原資として活用。年金福祉事業団が資金運用部から資金を借入れ、運用事業を実施（11年度：約27兆円）。市場環境の低迷で運用利回りが低下。借入れ金利を下回り逆ザヤ状態に。累積赤字は10年度末で1.2兆円。

資金運用部への預け入れをやめ、保険者（厚生大臣）が年金積立金に最もばわい方法で運用＝自主運用

自主運用のしくみ

厚生大臣が「運用のための委員会」の意見を聞き、運用の基本方針を作成。年金資金運用基金（新設）が管理運用方針を作成し、運用機関の選定・評価・入れ替え・資産のリスク管理等を実施。民間運用機関（信託銀行・生命保険・投資顧問など）に運用を委託

責任体制の明確化、情報開示の徹底

【2】年金資金運用基金法

第1 目的

年金資金運用基金（以下「基金」という。）は、厚生大臣が定める基本方針に従って、年金資金の管理運用を行うことにより、年金事業の運営の安定化に資することを目的とする。

第2 業務

基金は、運用目標の管理手法や中短期的観点からの資産の構成割合等に関する管理運用方針を策定する。

基金は、民間運用機関への委託及び自家運用により、年金資金の管理運用を行う。

第3 責任体制の明確化

基金に、理事長、理事及び監事のほかに、運用に関する専門的事項を調査審議させるための投資専門委員を置く。

役職員に対して、年金資金の管理運用に当たっての注意義務及び忠実義務を課すとともに、違反に対しては制裁処分を行う。

第4 情報開示の徹底

基金は、適切な情報の公開により、業務の運営における透明性を確保しなければならない。

基金は、毎年度、詳細な業務概況書、財務諸表、決算報告書、外部監査報告書を公表する。

【3】年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律

第1 年金福祉事業団の解散

年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、年金資金運用基金（以下「基金」という。）の成立の時に解散する。

第2 年金資金運用基金及び社会福祉・医療事業団への業務の承継等

1 融資事業

基金は、事業団解散後、事業団の既往債権の管理及び回収を行うほか、別に法律で定める日までの間、次の業務を実施する。

- ・住宅融資事業
- ・教育資金貸付あっせん事業

社会福祉・医療事業団は、事業団解散後、年金担保融資事業を実施する。

2 大規模年金保養基地（グリーンピア）

基金は、事業団解散後、グリーンピアを承継し、政令で定める日までの間においてその譲渡を行うものとし、それまでの間、管理運営を行うものとする。

3 市場運用事業

基金は、事業団解散後、事業団の市場運用事業の運用資金を承継して管理運用するとともに、資金運用部に対する償還を確実に円滑に行う。

・平成11年年金改正そのねらいと内容

(厚生省年金局「年金財政ホームページ」より)

【1】平成11(1999)年年金制度改正案の基本的考え方

- * 将来世代の負担を過重なものとししない
- * 将来の保険料を負担可能な範囲に抑え、その範囲内に収まるようこれからの給付総額の伸びを調整する。
- * 給付は時間を十分かけて徐々にスリム化するが、将来にわたって確実な年金を約束する

「将来世代の負担を過重なものとししない。将来の保険料を負担可能な範囲に抑え、その範囲内に収まるようこれからの給付総額の伸びを調整する。給付は時間を十分かけて徐々にスリム化するが、将来にわたって確実な年金を約束する。これが平成11(1999)年の年金制度改正案の基本的考え方です。

このため、本改正案では、最終保険料を厚生年金については年収の2割程度に抑えるとともに、その範囲内に収まるよう将来の給付総額を2割程度調整することとしています。

厚生年金について年収の2割程度を負担の限界と考えたのは、いち早く高齢化社会を迎えたヨーロッパ諸国の例をみると、年金負担は年収の2割程度が限界でこれ以上負担を上げようとしても反対が強く引上げは現実的には無理であること、有識者調査等でも保険料負担は年収の20%までとする意見(「5つの選択肢」ではC案)が最も多かったこと、税と年金、医療、介護等の社会保険料負担を合わせたトータルの国民負担が将来過大にならないようにする必要があること、などによるものです。

負担については、年金受給者の増加などを考慮すると、今後とも保険料の引上げは避けられませんが、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、今回改正では保険料の引上げを凍結することとしました。わが国の公的年金は段階的に保険料を引き上げることにより長期的に収支を均衡させる「段階保険料方式」をとっており、現在の保険料は、現行制度を前提にすれば給付の6割程度しかまかなえない水準です。保険料の凍結は負担の先送りにほかなりませんから、経済が回復し一刻も早く凍結が解除されることが望まれます。また、予定していた保険料引上げが凍結される一方で、給付の見直しが行われなければ、年金財政は急速に悪化します。年金制度の安定のためには、給付の見直しが急がれるところです。

このため、給付については将来に向けて給付総額の伸びを抑え、2割程度調整していくこととしています。ただし、給付総額の調整に際しては、

1. 現在および将来の年金受給者の受給額は現在の年金額より下がらないようにする。
2. 急激な変化を避け十分時間をかけて将来に向け緩やかに制度改正をしていく。
3. 物価が上昇した場合年金額を引き上げる「物価スライド制」は確実に保証することとしています。

給付総額の伸びを調整する方法としては、次の4つの手法を講ずることとしています。

1. 厚生年金(報酬比例部分)の給付水準を5%適正化する。ただし経過措置を講じ、従前の年金額を物価スライドした額を保証するため、年金額は下がらない。なお、基

礎年金は現行どおりの水準を維持する。

この結果、現役世代の年収に対する年金の比率（給付水準）は若干低下しますが、基礎年金と厚生年金（報酬比例部分）とを合わせて現役世代の手取り年収のおおむね6割は将来にわたって確保されます。

- 2．基礎年金・厚生年金の額について、65歳以降は、賃金スライド等を行わず、物価上昇率のみで改定する。
- 3．老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢について、男子の場合平成25年度（2013）から平成37（2025）年度にかけて65歳に段階的に引き上げる（女子は5年遅れで同様の措置を実施）。その際、新たな減額率に基づく60歳からの繰上げ年金制度を導入する。
- 4．就労している65歳以上70歳未満の人について、厚生年金保険料の支払いを求めるとともに、一定以上の所得がある人について厚生年金を調整する仕組みを導入する。

このような給付の見直しは、将来に向けたものであっても年金受給者にとっては好ましいものでないことは事実でしょう。しかしながら、少子・高齢化が世界最速のスピードで進む中、このような見直しを行わなければ年金制度自体が危うくなりかねません。また、このような制度改正が遅れば遅れるほど、時間をかけた緩やかな改正ができなくなり、急激な制度改正が避けられなくなります。年金制度を守っていくためには、若い世代と高齢者世代が痛みを分かち合うことが求められています。高齢者世代もかつて若い時代があり、若い世代もいつかは必ず年老い、年金受給者となるのですから。

また、今回の給付の見直しはヨーロッパ諸国がすでにたどった道でもあります。これまでわが国はヨーロッパ諸国と比べ年金受給者が相対的に少なく、経済も比較的順調だったため、給付の見直しもそれほど厳しく迫られることはありませんでした。ヨーロッパ諸国では、高齢化と経済不況が重なって、すでに1980年代から厳しい見直しを迫られ、支給開始年齢の引上げ、給付の削減など大幅な改革が進められてきましたし、今もその努力は続けられています。わが国も予想をはるかに上回る少子・高齢化の進行と経済基調の変化により、ヨーロッパ諸国がたどった道を歩まざるを得なくなったといえます。

なお、前回改正以降の懸案事項であった基礎年金の国庫負担割合については、今回改正法案に「当面平成16（2004）年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする」との附則が設けられました。ただし、国庫負担割合の2分の1への引上げには基礎年金全体で、引上げ分として平成16（2004）年度2.7兆円、平成37（2025）年度3.7兆円の税財源の確保が必要となります（平成11（1999）年度価格）。この問題については、財源確保の具体的方法と一体として考える必要があります。

【2】 その他の改正事項

* 上記の改正事項以外の改善策

次のような現行制度の改善策を講じることとしています。

- 比較的所得の低い人を対象とした国民年金保険料の半額免除制度の創設（老齢基礎年金の額の算定に当たっては、半額免除期間中は保険料納付済期間の3分の2と評価）

- 学生の国民年金保険料を卒業後に追納できる納付特例の創設
- 育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除
- ボーナスを含む年収を保険料賦課の対象とし年金給付にも反映させる総報酬制の導入
- 標準報酬の上下限の改定

また、現在、年金積立金は資金運用部への預託が義務づけられていますが、年金積立金については、年金制度の保険者である厚生大臣が、年金加入者の利益のために安全かつ効率的な方法により自主運用する仕組みを新たに構築することとしています。年金積立金の自主運用に当たっては、責任体制の明確化、透明性の確保、情報開示の徹底などを図ることとし、そのための具体的方策を法律案に盛り込んでいます。行政改革で決まった年金福祉事業団の廃止と事業の撤退についても所要の措置を講ずることとしています。

【3】 今後の課題

- * 「基礎年金の税方式化」や「厚生年金の廃止・民営化」等の抜本的改革については、慎重な国民的議論が必要
- * 女性をめぐる年金については、今後検討会を設けて議論を行う

年金制度の抜本改革を求める声が強くあります。現在の年金制度が世代間の負担の不均衡や国民年金の未納・未加入問題など大きな課題を抱えていることは事実です。したがって、このような諸問題を解決するため制度の抜本的改革について検討することは必要です。

しかし、抜本改革によって一挙にバラ色の世界が実現できるものではありません。給付には必ず負担が伴うからです。年金制度は給付と負担の均衡が制度存続の絶対的な条件ですから、給付のあり方を論ずる際には具体的な負担のあり方と一体として議論することが不可欠です。具体的な負担論を欠いた年金論議は砂上の楼閣になりかねません。また、年金制度は長期の制度ですから、これまでの経緯や実績を無視して白地に絵を描くわけにもいきません。

たとえば、基礎年金について財源を保険料でなく全額税、特に目的消費税でまかなう「税方式」に転換すべきであるという有力な意見があります。基礎年金の税方式化は、未納・未加入問題の解決などのメリットがあることは事実です。反面、老後生活の基礎部分をすべて国が丸ががえするのはおかしいのではないかと、拠出と給付の関係が明確な社会保険方式の長所が失われるのではないかと、所得や資産によって年金支給が制限されることになるのではないかと、巨額の税財源が果たして新たに確保できるのか、目的消費税で基礎年金をまかなうとなると事業主負担がなくなる分サラリーマンの実質的な負担が増すのではないかとといった問題があります。基礎年金の税方式化は年金や税制、ひいてはわが国の社会のあり方を根本的に変える問題であり、今後とも十分な国民的議論が必要です。

「厚生年金の廃止・民営化」や「積立方式」への転換についても、メリットの反面、種々の大きな問題が指摘されており、今後とも慎重な国民的議論が必要です。

国民年金の第3号被保険者制度や遺族年金など、女性をめぐる年金については、今回の改正では取り上げられていません。女性と年金のあり方については、問題が民事法制や税制等広範多岐にわたることから、各分野の専門家からなる検討会を設け、徹底した議論をお願いすることとしています。

・【年金計算の実際】

性別、生年月日、障害程度、加入期間、職種（船員・坑内員）そして在職、退職によつてずいぶん違う。配偶者の有無、その年金加入期間によつても違ってくる。

更に通常受給、一部繰り上げ、全部繰り上げの三つの選択、繰り上げ時期の選択もある。年金計算は今まで以上に複雑になった。それでは、Aさんが退職しているケース、在職しているケースに大別して、原則受給、繰り上げ受給の場合でそれぞれ計算してみよう。

Aさん 昭和17年6月25日生まれ（59歳） 男
 60歳時 厚生年金加入20年、国民年金加入20年（20歳以後公的年金40年加入）
 平均標準報酬月額300,000円
 妻（昭和20年8月22日生まれ） 妻の厚生年金加入10年

- ケース1：60歳時に退職 (1)通常受給の場合
 (2)一部繰り上げの場合
 (3)全部繰り上げの場合

- ケース2：60歳以降在職、65歳退職
 （5年間の標準報酬月額が26万円 高齢者継続給付なしの場合）
 (1)通常受給の場合
 (2)一部繰り上げの場合
 (3)全部繰り上げの場合

- ケース3：60歳以降在職、70歳退職（65歳退職しない場合）

Aさんが60歳時退職しているケース

ケース1(1)通常受給

60歳～61歳	部分年金（報酬比例部分相当）	年額 589,400円
61歳～65歳	特別支給の老齢厚生年金（加給年金を含む）	年額 1,413,500円
65歳～	老齢厚生年金、老齢基礎年金（経過的加算、加給年金を含む）	年額 1,815,600円

部分年金（報酬比例部分相当）		
60歳	61歳	65歳
589,400	特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分 589,400	老齢厚生年金 589,400
	定額部分 456,100	経過的加算 54,000
	加給年金 368,000	老齢基礎年金 804,200
		加給年金 368,000

報酬比例部分 300,000円 × $\frac{7.94}{1000}$ × 240月 × 1.031 = 589,400円
 2ページ「乗率」、3ページ「保障額」参照

定額部分 $1,676円 \times 1.134 \times 240月 = 456,100円$
 2 ページ「乗率」参照

加給年金 368,000円 2 ページ「加給年金額」参照

配偶者が 20 年（中高年齢特例 15 年）以上の報酬比例部分を受給したとき支給停止
 配偶者が 65 歳になったとき支給停止 配偶者の老齢基礎年金へ振り替え加算

老齢厚生年金 589,400円 報酬比例部分相当額

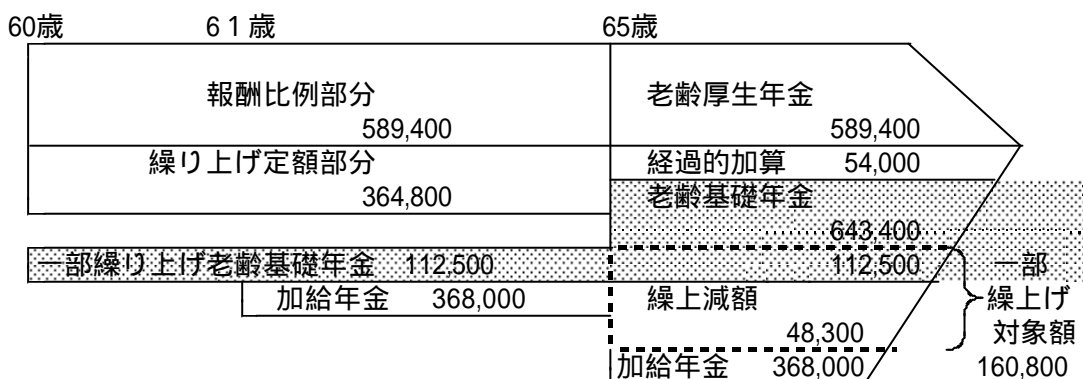
経過的加算 $456,100円 - (804,200 \times 240/480) = 54,000円$

21.4.1 生まれ迄は老齢基礎年金より定額部分の方が高いので、その差額支給

老齢基礎年金 804,200円 $(804,200円 \times 480/480)$

ケース 1 (2) 一部繰り上げ (61歳支給の定額部分を60歳に繰り上げ請求した場合)

60歳～61歳 報酬比例部分 + 繰上定額部分 + 一部繰上老齢基礎 年額1,066,700円
 61歳～65歳 上記 (年額1,066,700円) + 加給年金 年額1,434,700円
 65歳～ 老齢厚生年金、老齢基礎年金(経過的加算、加給年金を含む) 年額1,767,300円



繰り上げ定額部分 $456,100円 \times \frac{4}{5} = 364,800円$
 (繰り上げ前後の総額が同じになるように減額調整)

老齢基礎年金の内、繰上げ対象額 $804,200円 \times (1 - \frac{4}{5}) = 160,800円$
 残り $804,200円 - 160,800円 = 643,400円$ は 65 歳から支給

一部繰り上げ老齢基礎年金 (160,800円の60月繰り上げ請求)

繰上減額率 $0.5\% \times 6.0月 = 3.0\%$

10 ページ「繰上減額率の改善」参照

繰上減額 $160,800円 \times 3.0\% = 48,300円$

繰上支給額 $160,800円 - 48,300円 = 112,500円$

ケース1(3)全部繰り上げ(65歳支給の老齢基礎年金を60歳に繰り上げ請求した場合)

60歳～61歳	報酬比例部分+繰り上げ老齢基礎年金	年額	1,152,300円
61歳～65歳	上記+定額部分のうち経過的加算+加給年金	年額	1,574,300円
65歳～	老齢厚生年金、老齢基礎年金(経過的加算、加給年金を含む)	年額	1,574,300円

60歳		65歳	
報酬比例部分	589,400	老齢厚生年金	589,400
定額部分のうち	経過的加算相当額 54,000	経過的加算	54,000
全部繰り上げ老齢基礎年金	562,900	繰上減額	241,300
加給年金	368,000	加給年金	368,000

全部繰り上げ

繰り上げ老齢基礎年金(804,200円の60月繰り上げ請求)

繰上減額率 $0.5\% \times 60\text{月} = 30\%$

繰上減額 $804,200\text{円} \times 30\% = 241,300\text{円}$

繰上支給額 $804,200\text{円} - 241,300\text{円} = 562,900\text{円}$

Aさんが60歳以降在職、65歳で退職しているケース

(在職老齢年金の調整方法:5年間の標準報酬月額が26万円 高齢者継続給付なしの場合)

ケース2(1)通常受給

60歳～61歳	年額	0円
61歳～65歳	年額	546,200円
65歳～	年額	2,046,700円

60歳～61歳 部分年金(報酬比例部分相当)

基本年金額 589,400円

基本月額 39,293円 ($589,400 \times 0.8 \div 12$ 以下4ページ「支給停止額」参照)

在職停止額 $589,400 \times 0.2 + (39,293 + 260,000 - 220,000) \times 0.5 \times 12 = 593,638\text{円}$

支給額 0円 (ケース1(1) - 593,638)

61歳～65歳 特別支給の老齢厚生年金(加給年金を含む)

基本年金額 1,045,500円

加給年金 368,000円

基本月額 69,700円 ($1,045,500 \times 0.8 \div 12$ 以下4ページ「支給停止額」参照)

在職停止額 $1,045,500 \times 0.2 + (69,700 + 260,000 - 220,000) \times 0.5 \times 12 = 867,300\text{円}$

支給額 546,200円 (ケース1(1) - 867,300)

65歳～ 老齢厚生年金、老齢基礎年金(経過的加算、加給年金を含む)

老齢厚生年金

(5年間標準報酬月額が変わらなかった場合)

被保険者期間 240月+60月=300月

平均標準報酬月額	$(300,000 \times 240 + 260,000 \times 60 \times 0.917) \div 300 = 287,684$ 円	
老齢厚生年金	$287,684 \times 7.94/1000 \times 300 \text{月} \times 1.031 = 706,500$ 円	
経過的加算	$1,676 \text{円} \times 1.134 \times 300 \text{月} - (804,200 \times 240/480) = 168,000$ 円	
老齢基礎年金	804,200円	
加給年金	368,000円	2ページ「加給年金額」参照

ケース2(2)一部繰り上げ(61歳支給の定額部分を60歳に繰り上げ請求した場合)

60歳~61歳	年額	254,200円
61歳~65歳	年額	622,200円
65歳~	年額	1,998,400円

60歳~61歳 報酬比例部分 + 繰上定額部分 + 一部繰上老齢基礎
 基本年金額 954,200円 (報酬比例部分 + 繰上定額部分)
 基本月額 63,613円 ($954,200 \times 0.8 \div 12$)
 在職停止額 $954,200 \times 0.2 + (63,613 + 260,000 - 220,000) \times 0.5 \times 12 = 812,500$ 円
 支給額 254,200円 (ケース1(2) - 812,500)

61歳~65歳 上記 + 加給年金
 加給年金 368,000円
 支給額 622,200円 (254,200 + 368,000)

65歳~ 老齢厚生年金、老齢基礎年金(経過的加算、加給年金を含む)
 老齢厚生年金 $287,684 \times 7.94/1000 \times 300 \text{月} \times 1.031 = 706,500$ 円
 経過的加算 $1,676 \text{円} \times 1.134 \times 300 \text{月} - (804,200 \times 240/480) = 168,000$ 円
 (以上ケース2(1)参照)
 老齢基礎年金 755,900円 (ケース1(2)参照)
 加給年金 368,000円

ケース2(3)全部繰り上げ(65歳支給の老齢基礎年金を60歳に繰り上げ請求した場合)

60歳~61歳	年額	558,700円
61歳~65歳	年額	980,700円
65歳~	年額	1,805,400円

60歳~61歳 報酬比例部分 + 全部繰り上げ老齢基礎年金
 基本年金額 589,400円 (報酬比例部分)
 基本月額 39,293円 ($589,400 \times 0.8 \div 12$)
 在職停止額 593,638円 (以上ケース2(1)参照)
 支給額 558,700円 (ケース1(3) - 593,600)

61歳~65歳 上記 + 定額部分のうち経過的加算 + 加給年金
 経過的加算 54,000円
 加給年金 368,000円
 支給額 980,700円 (558,70 + 422,000)

65歳～	老齢厚生年金、老齢基礎年金(経過的加算、加給年金を含む)
老齢厚生年金	$287,684 \times 7.94 / 1000 \times 300 \text{月} \times 1.031 = 706,500 \text{円}$
経過的加算	$1,676 \text{円} \times 1.134 \times 300 \text{月} - (804,200 \times 240 / 480) = 168,000 \text{円}$ (以上ケース2(1)参照)
老齢基礎年金	562,900円 (ケース1(3)参照)
加給年金	368,000円

Aさんが60歳以降在職、70歳で退職しているケース

(在職老齢年金の調整方法：10年間の標準報酬月額が26万円の場合)

ケース3 65歳で退職しない場合(70歳まで在職)

60歳～65歳 ケース2(1)～(3)と同じ

65歳～70歳 ☞ 老齢基礎年金(経過的加算、加給年金を含む)については
ケース2(1)～(3)と同じ

☞ 老齢厚生年金については在職老齢年金として調整
(9ページ「60歳台後半の在職老齢年金」参照)

基本年金額 706,500円 (老齢厚生年金)
基本月額 58,875円 (706,500 ÷ 12)
在職停止額 0円 $(58,875 + 260,000 - 370,000) \times 0.5 \times 12$
基本月額と標準報酬月額の合計が37万円を超えなければ調整されない。

支給額 在職停止額が0円なので結果ケース2(1)～(3)と同じ

70歳～ 老齢厚生年金、老齢基礎年金(経過的加算、加給年金を含む)

(10年間標準報酬月額が変わらなかった場合)

被保険者期間 240月 + 120月 = 360月

平均標準報酬月額 $(300,000 \times 240 + 260,000 \times 120 \times 0.917) \div 360 = 279,473 \text{円}$

老齢厚生年金 $279,473 \times 7.94 / 1000 \times 360 \text{月} \times 1.031 = 823,600 \text{円}$

経過的加算 $1,676 \text{円} \times 1.134 \times 360 \text{月} - (804,200 \times 240 / 480) = 282,100 \text{円}$

老齢基礎年金 ケース1並びにケース2と同じ

注 すべてのケースに共通する留意点

Aさんが68歳になった年の8月に妻が65歳になるので、そのときAさんの受給している年金のうち加給年金(368,000円)が支給停止になり、妻の年金の方に振替加算(114,100円)が支給される。

厚生年金(報酬比例部分)の計算は、保障されている改正前の計算式を採用している。

全てのケースの年金計算式の基準値は16年4月(総報酬制導入により)改定されるが、ここでは便宜上、現在値を使用している。

年金改革の歴史

	改正の概要	支給開始年齢	保険料率	平均年金月額 注 1, 2 給付水準
昭和 17(1942)	労働者年金保険制度の創設 (被保険者 男子工員等)	55 歳		
昭和 19(1944)	厚生年金保険法への改称 被保険者の範囲拡大(職員女子)	男 55 歳 女 55 歳		
昭和 23(1948)	厚生年金保険法の暫定的改正 年金水準の凍結 保険料率の引下		(昭 22) 男 9.4% 保険料率の引下 (約1/3→3%台) 35年まで据置き	
昭和 29(1954)	厚生年金保険法の全面改正 養老年金 → 老齢年金 (定額部分, 報酬比例部分)	男→ 60 歳 女 55 歳のまま		
昭和 36(1961)	国民年金法の全面施行(国民皆年金) 20歳～60歳のすべての日本国民 1982年難民条約による国籍要件撤廃 保険料定額、免除制度、福祉年金			
昭和 40(1965)	65 歳以上在職年金導入 80%		男 3.5%→ 5.5% 女 3.0%→ 3.9%	10,000 円 20 年 36%
昭和 44(1969)	65 歳未満在職年金導入			19,997 円 24 年 4 月 45%
昭和 48(1973)	物価スライドの導入 標準報酬の再評価(賃金スライド)			52,242 円 27 年 62%
昭和 51(1976)				90,392 円 28 年 64%
昭和 55(1980)		引上げ規定削除		136,050 円 30 年 68%
昭和 60(1985)	基礎年金の導入、 給付水準の適正化、障害年金改善 女性の年金権、男女格差是正等 在外邦人特例 厚生年金 65 歳資格喪失	男→ 65 歳 女→ 60 → 65 歳 但し 60 歳から 特別支給	男 10.6%→ 12.4% 女 9.3%→ 11.3% →(61)11.45%	176,200 円 40 年 69%
平成 1(1989)	完全自動物価スライド制の導入 在職年金、学生強制加入 国民年金基金創設	60歳特別支給の 引上げ規定削除	女→(62)11.6% (63)11.75%	197,400 円 40 年 69%
平成 2(1990)	被用者年金制度間の費用負担調整事業		男→ 14.3% 女→ 13.8%	
平成 6(1994)	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上 船員・坑内員・障害者・長期加入者の特例 可処分所得スライドの導入 ボーナス特別保険料 育児休業期間中の保険料免除 雇用保険給付との併給調整	男→ 65 歳 女→ 65 歳 但し60歳から 報酬比例支給	男→(3)14.5% 女→(3)14.15% →(4)14.3% (5)14.45% (平 6)男女 16.5%	230,983 円 40 年 68%
平成 9(1997)	3 共済を厚生年金に統合 基礎年金番号		(平 8) 17.35%	

(注 1) 平均年金月額 基礎年金夫婦 2 人分を含む

(注 2) 給付水準 (対)直近男子平均標準報酬